

第1号議案

定款の変更及び認可申請について

(案)

1. 評議員会の合理化を図るため、別紙1のとおり定款の変更案を作成するとともに、電気事業法第28条の33第1号に基づき次回総会に付議する。
2. 前項の変更案が、総会で議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び関係省令に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、定款の変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：定款変更案 新旧対照表

別紙2：定款変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 212 1448 338">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更</p> <p data-bbox="647 716 896 814">定款</p> <p data-bbox="468 1388 1071 1444">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2496 212 2852 380">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 <u>平成30年 月 日変更</u></p> <p data-bbox="2050 716 2300 814">定款</p> <p data-bbox="1872 1388 2475 1444">電力広域的運営推進機関</p>

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(評議員会の構成) 第44条 (略) 2 (略) (新設)</p>	<p>(評議員会の構成) 第44条 (略) 2 (略) 3 <u>議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。</u></p>
<p>(評議員会の招集) 第46条 議長は事業年度において<u>四半期</u>ごとに1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 (略)</p>	<p>(評議員会の招集) 第46条 議長は事業年度において<u>半期</u>ごとに1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 (略)</p>
<p>(評議員の任期) 第49条 (略) 2 <u>評議員の再任は、原則として2回までとする。</u></p>	<p>(評議員の任期) 第49条 評議員の任期は、2年とする。 2 <u>評議員は、再任されることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則 (平成30年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u> <u>この定款は、平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>